

公示番号：19a01072

国名：ウガンダ

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト フェーズ2 終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.57M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	17日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月24日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	保健分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

ウガンダでは、貧困層、女性、子供等の社会的弱者の医療サービスへのアクセスが限られていることに加え、質の高い保健医療サービスを提供する基盤となる医療施設・設備、機材等の保健インフラストラクチャー（以下、「保健インフラ」という）も十分に整備されておらず、医療施設で勤務している職員による保健インフラマネジメントも十分でないという課題がある。

医療施設におけるサービスの質の強化という点において JICA は、「アジア・アフリカ知識共創プログラム（Asia Africa Knowledge Co-creation Programme：AAKCP）」の下で、5S-CQI-TQM の導入・普及を支援してきた。2011 年から 2014 年には、技術協力プロジェクト「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ 1」（以下、「フェーズ 1」という）を実施し、国内の複数の地域中核病院（Regional Referral Hospital、以下、「RRH」という）、県病院（General Hospital）、及びヘルスセンター（Health Center）において、①5S-CQI-TQM を通じた業務改善及びサービスの質向上等の基盤の構築、②医療機材ユーザーに対するトレーニングの実施（ユーザートレーニング、以下、「UT」という）、③専門技師による医療機材維持管理の強化を支援した。

当該プロジェクトにより、5S-CQI-TQM 活動に関しては、全国の 35 施設で 5S 活動が導入され、UT に関しては、看護師等医療機材を使用するユーザーが医療機材の適切な操作方法を習得し、医療機材維持管理に関しては、機材の稼働状況を示すインベントリーデータの更新を通じ、対象施設による医療機材稼働状況の改善に貢献した。他方、フェーズ 1 で対象とならなかった RRH では、5S-CQI-TQM や UT に関連した活動はほとんど実施されず、フェーズ 1 対象施設とそれ以外の施設との間に保健インフラマネジメントの実施状況の差が生じた。加えて、フェーズ 1 実施期間中には保健省の関与を得るための働きかけが不足しており、プロジェクト活動の持続可能性が課題として挙げられた。

かかる状況を踏まえ、「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ 2」（以下、「当プロジェクト」という）は、ウガンダ国内すべての RRH において、保健省による指導・監督体制の確立（成果 1）、5S-CQI-TQM の実施（成果 2）、UT の実施（成果 3）、及び医療機材保守管理能力の強化（成果 4）の実施により保健サービスの質の向上を図ることを目的とし、2016 年 7 月から 4 年間で協力期間として開始された。これまで業務実施契約に基づき各種分野の専門家（「総括／質改善管理①」、「副総括／質改善管理②」、「5S-CQI-TQM①」、「5S-CQI-TQM②」、

「医療機材活用」、「医療機材維持管理」、「業務調整／研修管理」)が派遣されている。

開始から1年半後(2018年1月)までは、成果2から4は遅延なく発現が見られる一方で、特に成果1の発現の遅れが課題として挙げられた。具体的には、ステアリングコミティ(Project Steering Committee、以下、「SC」という)の定期開催、並びに研修及び巡回指導にかかる参加者の日当・宿泊費の保健省側負担が滞っていた。そのため、2018年1月にSCの活動の中に保健省の政策・活動に組み込むためのロードマップの作成と実施を追加し、PDMにこれにかかる指標を追加した。

2018年5月以降は、上記課題に対応するため、保健省のオーナーシップの向上及びプロジェクト活動の持続性の確保、加えて成果2から4の活動の統合、並びに好事例の国内・国外への発信を要諦とし、活動を行っている。

2019年4月の運営指導調査においては、保健省側のプロジェクト経費の負担割合の増加、成果毎に組織されている実施チーム(Project Implementation Team)がこれまで別々の時期に実施していた研修及び巡回指導を合同で企画及び実施した実績、並びに好事例としてモデル病院の発現が確認された。他方で、特に成果2について病院間で成果の発現に差があることが確認されたため、好事例に関する病院間の学び合いのための会議やスタディーツアーの企画運営等の活動を追加し、併せて病院長や事務長ら病院経営層のリーダーシップ、及び保健大臣や次官ら保健省高官の関与の重要性を合同調整委員会で確認のうえ合意した。2019年9月には、巡回指導への保健省局長の同行が実現し、同10月には保健省の定期総会において、モデル病院の経験及び教訓の発表機会が得られ、プロジェクトの成果が保健省高官を含む多くの関係者に共有された。

今回実施する終了時評価調査は、2020年7月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、プロジェクト目標達成を阻害する課題の特定、並びに今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2020年1月下旬～2月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、プロジェクトSC議事録、専門家報告書、活動実績資料、技術成果品等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目に対応した調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案し、JICA人間開発部に提出する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ウガンダ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成し、内容の確認を得る。質問数は最小限にすること。確認を得た質問は、ウ

ガンダ事務所を通じウガンダ側関係者に事前配布を行う。

- ④ 対処方針会議等に参加する。

## (2) 現地業務期間 (2020年2月下旬～3月中旬)

- ① JICA ウガンダ事務所 (以下、事務所) 等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ ウガンダ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。特に、成果が発現されている活動、進捗が遅れている活動についてその要因を分析する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びウガンダ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価調査報告書 (案) (英文) の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びウガンダ側 C/P 等からのコメント等を踏まえたうえで、必要に応じて PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
- ⑦ 終了時評価調査報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえた最終版 (英文) を作成する。
- ⑧ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の事務所等への報告に参加する。

## (3) 帰国後整理期間 (2020年3月中旬～3月下旬)

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提出する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 終了時評価調査報告書 (英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)
- (3) 終了時評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記 (1) ～ (3) については、電子データも提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒カンパラ⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準と

します。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年2月25日～2020年3月12日を予定していますが、2月下旬～3月中旬の間で変更の可能性があります。なお、約1週間遅れでJICA職員が現地に渡航し、調査に同行致します。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本業務従事者)

#### ③便宜供与内容

JICAウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

① 案件概要はウェブサイト上で公開されています。

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500258/index.html>

② 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第1グループ保健第1チーム (TEL : 03-5226-3643) にて配布します。

- ・ フェーズ1 プロジェクト事業完了報告書 (2014年12月作成)
- ・ フェーズ2 プロジェクト業務進捗報告書 (2018年1月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.1 (2016年12月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.2 (2017年8月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.3 (2017年11月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.4 (2018年7月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.5 (2019年2月作成)
- ・ Project Monitoring Report Sheet ver.6 (2019年7月作成)
- ・ Project Design Matrix (PDM) (最新版)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上